

錦江町農業委員会 6月総会議事録

○ 開催日時 平成28年6月23日(木) 午後1時30分から

○ 開催場所 錦江町役場 庁議室

○ 出席委員(19人)

会長	1番	宿利原勝吉
代理	2番	基 岸澄
委員	3番	厚ヶ瀬博文
〃	4番	水流 豊美
〃	5番	平原 栄
〃	6番	欠 番
〃	7番	毛下 利美
〃	8番	寺田 郁哉
〃	9番	安水 純一
〃	10番	牧原 昇
〃	11番	元丸 敏朗
〃	12番	鍋 康博
〃	13番	徳永 哲朗
〃	14番	貫見 和洋
〃	15番	畠中 正秋
〃	16番	山中 徹
〃	17番	鳥越 秀一
〃	18番	樋渡 俊信
〃	19番	鈴 一麿
〃	20番	本釜 好子

○事務局職員 事務局長 窪 和人 書記 折久木まり子 書記 永田宗成

○議事日程

1、開会

2、農業委員憲章朗読

3、会長あいさつ

4、議 事

第1 議事録署名委員の指名について

第2 会務報告について

第3 附議事項

議案第 9号 農地法第3条許可申請について

議案第10号 農地法第5条許可申請について

議案第11号 農業経営基盤強化促進法第15条第4項の規定による農用地利用集積計画（所有権移転）の錦江町長に対する要請について

議案第12号 農業経営基盤強化促進法第15条第4項の規定による農用地利用集積計画（利用権設定）の錦江町長に対する要請について

議案第13号 平成27年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価について

議案第14号 平成28年度の目標及びその達成に向けた活動（案）について

議 長	<p>只今より平成28年6月錦江町農業委員会総会の議事を開会いたします。</p> <p>本日の総会の出席は全員であり、錦江町農業委員会会議規則第8条の規定により、総会は成立していることをお知らせします。</p> <p>それでは、錦江町農業委員会会議規則第23条第2項の規定により、本日の会議録署名委員に11番元丸委員と12番鍋委員を指名いたしますので、よろしくお願いいたします。</p>
議 長	<p>次に、会務報告についてを議題とします。</p> <p>事務局から報告と説明をお願いいたします。</p>
事務局	「会務報告と説明」
議 長	只今の会務報告について、質問等はありませんか。
全委員	(発言なし)
議 長	<p>無いようですので、以上で会務報告を終わります。</p> <p>それでは附議事項に入ります。</p>
議 長	<p>先ず、議案第9号 農地法第3条許可申請についてを議題とします。</p> <p>事務局の説明をお願いいたします。</p>
事務局	<p>それでは議案第9号について説明いたします。</p> <p>先ず受付番号2号の譲渡人は、M・Sさん、M町在住の方です。</p> <p>申請地は、神川字毛戸口7, 240番2、台帳は畑、地積は561㎡となっています。</p> <p>一方、譲受人はK・Mさん、M町在住の方です。</p> <p>この申請は贈与による所有権移転となっています。</p> <p>Kさんの経営状況は、世帯員2名、労働力2名、自作地4, 518㎡、貸付地16, 098㎡で、野菜を主体とした経営をされています。</p> <p>農業機械の所有状況は、トラクター1台となっています。</p> <p>先程、この件については贈与ということを申し上げましたが、実際の売買はもう20年ほど前に住んでおられて、当時、このKさんが名古屋の方に在住されて、こちらの方で農業に従事していないということで、当時、名義変更が出来なかったということで、今回、名義を変更したいということで申請があったものでございます。</p>

	<p>この件の担当調査員は、3番 厚ヶ瀬委員です。</p> <p>次の受付番号3号の譲渡人は、H・Sさん在住の方です。</p> <p>申請地は、田代川原字上ノ平原3, 847番1、台帳は畑、地積は112㎡と、田代川原字上ノ平原3, 848番1、台帳は畑、地積は532㎡で、2筆の合計は644㎡となっています。</p> <p>一方、譲受人はS・Tさん、T自治会在住の方です。</p> <p>この申請は売買による所有権移転となっています。</p> <p>Sさんの経営状況は、世帯員2名、労働力2名、自作地4, 363㎡、小作地5, 367㎡、貸付地2, 667㎡で、水稻、野菜を主体とした経営をされています。</p> <p>農業機械の所有状況は、トラクター、田植機、コンバイン各1台となっています。</p> <p>この件の担当調査員は、11番 元丸委員です。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>ただいま事務局から説明がありましたが、順次、担当調査員の調査報告をお願いします。</p> <p>先ず、受付番号2号について、3番 厚ヶ瀬委員お願いいたします。</p>
3番 厚ヶ瀬委員	<p>はい。ご報告いたします。</p> <p>ただいま事務局で説明がございましたとおり、20年ほど前に売買も済んでおります。場所としましては、山下自動車修理工場の入り口でございます。管理の方もされています。農地法3条の要件もクリアしていますので、よろしく願いいたします。終わります。</p>
議長	<p>ありがとうございました。</p> <p>次に、受付番号3号について、11番 元丸委員お願いいたします。</p>
11番 元丸委員	<p>はい。報告します。</p> <p>この物件は、今年の2月に申請されたいた物ですが、今回、売買が成立したということです</p> <p>譲受人のS・Tさんは、永年、営林署の作業班として頑張っていられましたけれども、今度、定年後は奥さんと二人で稲作を中心に農業に頑張っておられます。何ら問題ないと思います。因みにこの土地の値段は畝当たり〇万円だそうです。全部で次の頁にも出て来ますが、分筆した物件も含めまして、全部で</p>

	○万円ということです。終わります。
議 長	ありがとうございました。 ただいま、各担当調査員から調査報告がありましたが、質疑はありませんか。
19番 鈴 委員	はい。今このM・Sさんという人は、神川の毛戸口と言えば、何でこんなところに農地を持っているんだろうと思うんですが。
3番 厚ヶ瀬委員	才原の毛戸口のところです。
19番 鈴 委員	これが1件でしょう。他には無いわけでしょう。
事務局	説明します。 Y自動車の入り口の所に、Yさんではなくて、別な方が住宅地と家庭菜園的な畑ですね。持っていらっしゃって、Kさんが住宅を買われたんです。住宅を買われたときに、県外在住のために農地の方が自分に名義が変えられないということで、親戚であるMさんに名義を変えてもらったそうです。それを、今回ですね、5年ほど前帰ってこられて、県外から。Kさんが農業をしているということで名義を自分に戻されるということで贈与で。20年くらい前に売買は済んでいるというのは、家と一緒に売買をされているということで、農地の部分は名義を自分に出来なかったために、だから錦江町には1筆しかないということです。
議 長	他にありませんか。
委 員	(委員の中から「なし」の声)
議 長	質疑なしと認めます。 これから、議案第9号を採決します。 お諮りします。 議案第9号については、原案のとおり許可することにご異議ありませんか。
委 員	(委員の中から「異議なし」の声)
議 長	異議なしと認めます。 したがって、議案第9号 農地法第3条許可申請については、原案のとおり許可することに決定しました。

議 長	次に議案第10号 農地法第5条許可申請についてを議題とします。 事務局の説明をお願いいたします。
事務局	<p>それでは議案第10号について説明いたします。</p> <p>先ず、受付番号2号につきましては、農家住宅建設のための転用申請となっています。</p> <p>申請人はH・SさんとS・Tさんの連名による申請となっています。</p> <p>申請地は、田代川原字上ノ平原3, 847番2、地目は畑、地積は389㎡と、田代川原字上ノ平原3, 848番2、地目は畑、地積は187㎡で、2筆の合計は576㎡となっています。</p> <p>6頁から10頁にかけて、位置図、配置図等を添付してありますので、お目通しをお願いいたします。</p> <p>この件の担当調査員は、11番 元丸委員です。</p> <p>次の受付番号3号につきましては、農家住宅、農業用倉庫建設のための転用申請となっていますが、この件の申請につきましては追認の申請となっています。</p> <p>申請人はY・SさんとY・Mさんの連名による申請となっています。</p> <p>申請地は、城元字西ノ迫4, 076番1、地目は畑、地積は1,018㎡と、城元字西ノ迫4, 083番5、地目は畑、地積は348㎡で、2筆の合計は1,366㎡となっています。</p> <p>11頁から15頁にかけて、位置図、配置図等を添付してありますので、お目通しをお願いいたします。</p> <p>この件の担当調査員は、9番 安水委員です。</p> <p>以上です。</p>
議 長	<p>ただいま事務局から説明がありましたが、順次、担当調査員の調査報告をお願いします。</p> <p>先ず、受付番号2号について、11番 元丸委員をお願いいたします。</p>
11番 元丸委員	<p>はい。報告します。</p> <p>この申請地の隣に、昨年、S・Tさんが農業用倉庫を作っておられます。周囲には人家も無く、畑等に影をするような影響もないようですので、問題ないと思っております。よろしくをお願いいたします。</p>

議 長	<p>ありがとうございました。</p> <p>次に、受付番号3号について、9番 安水委員お願いいたします。</p>
9 番 安水委員	<p>はい。報告いたします。</p> <p>6月20日、事務局2名と私と3名で現地を見てきました。Sさん息子でありますMさんが農協を辞めて就農するということで、Sさんの自宅の横に住宅を建てるということで、もう実際建てられておりました、近くが昔隠居があって、そこを造成して同じ高さにしたもんですから、本人は大丈夫だろうという気があって建てたんですけれども、実際そこは地目が畑になっていたということで、後になってしまったんですけれども。周りはほとんどこのSさんの畑で、何ら影響がある所でもないですので、よろしくお願いいたします。</p>
議 長	<p>ありがとうございました。</p> <p>ただいま、各担当調査員から調査報告がありました。質疑はありませんか。</p>
事務局	<p>2番の案件なんです。これは元丸委員が言われたように2月に農振の除外を出した分で、4月の26日に公告が終わりまして農振除外の。除外されております。その後、分筆の登記をされた関係で、本来ならば先月定例会に出す予定だったんですが、家を建てる所と農地と分筆登記をされるということで、今月になったものであります。</p>
議 長	<p>質疑はありませんか。</p>
委 員	<p>(委員の中から「なし」の声)</p>
議 長	<p>質疑なしと認めます。</p> <p>これから、議案第10号を採決します。</p> <p>お諮りします。</p> <p>議案第10号については、原案のとおり許可することにご異議ありませんか。</p>
委 員	<p>(委員の中から「異議なし」の声)</p>
議 長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>したがって、議案第10号 農地法第5条許可申請については、原案のとおり許可することに決定しました。</p>

議 長	<p>ここで○番 M委員退席を求めます。</p> <p>(M委員退席)</p>
議 長	<p>次に議案第11号 農業経営基盤強化促進法第15条第4項の規定による農用地利用集積計画(所有権移転)の錦江町長に対する要請についてを議題とします。</p> <p>事務局の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>それでは受付番号3号について説明いたします。</p> <p>まず、受付番号3号の譲渡人は、M・Nさん、M自治会在住の方です。</p> <p>申請地は神川字榎ヶ久保6, 567番1、地目は畑、地積は4, 216㎡となっています。</p> <p>一方、譲受人はN・Kさん、K・S自治会在住の方です。</p> <p>この申請は売買による所有権移転となっています。</p> <p>Nさんの経営状況は、世帯員3名、農業従事者1名、自作地5, 815㎡、小作地29, 984㎡で、肉用牛を主体とした経営をされています。</p> <p>農業機械の所有状況は、トラクター2台、ロールベイラー、ラップマシン、タイヤショベル、トラック1台となっています。</p> <p>この件の担当調査員は、1番 宿利原委員です。</p> <p>以上です。</p>
議 長	<p>ただいま、事務局から説明がありましたが、私の方で調査報告をいたします。</p>
1 番 宿利原委員	<p>N・Kさんは、宿利原の方で牛を50頭ほど養っておりますが、この物件は2・3ヶ月前にあっせんで出た物件です。販売価格は全部で○万円です。Nさんの経営状況は、錦江町が定める要件はクリアしておりますので、何ら問題は無いかと思っておりますので、よろしくお願いいたします。</p>
議 長	<p>ただいま、調査報告を行いました。質疑はありませんか。</p>
5 番 平原委員	<p>かねてからすれば、他の所からすれば安いんじゃないですか。</p>
事務局	<p>既畑です。基盤整備をしていない。</p>
1 番 宿利原委員	<p>あまり良い畑じゃないです。</p> <p>畝の木が影をするような。</p>

13番 徳永委員	売買が成立したのは良いことなんだけれども、単価が安いというのは前例にならなるといことは無いですか。
1番 宿利原委員	場所が近辺でも利用価値があまりないような所ですので。
13番 徳永委員	分かりました。
議長	他に質疑はありませんか。
委員	(委員の中から「なし」の声)
議長	質疑なしと認めます。 これから、議案第11号を採決します。 お諮りします。 受付番号11号については原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
委員	(委員の中から「異議なし」の声)
議長	異議なしと認めます。 したがって、議案第11号 農業経営基盤強化促進法第15条第4項の規定による農用地利用集積計画(所有権移転)の錦江町長に対する要請については、原案のとおり決定しました。
議長	ここで、○委員の入室を求めます。 (○委員入室)
議長	次に議案第12号 農業経営基盤強化促進法第15条第4項の規定による農用地利用集積計画(利用権設定)の錦江町長に対する要請についてを議題とします。 お諮りします。 議資料のとおり、今回は20筆の利用集積計画について審議しなければなりませんので、事務局の説明と担当調査員の報告、質疑を3回に分けて行い、その都度議決したいと思います。ご異議ありませんか。
委員	(委員の中から「なし」の声)

議長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>それでは、議案第12号のうち、受付番号24号から28号までを議題とします。</p> <p>事務局の説明をお願いいたします。</p>
事務局	<p>それでは、議案第12号のうち、受付番号24号から28号までを説明いたします。</p> <p>先ず、受付番号24号の貸し人はY・Tさん、N自治会在住の方です。</p> <p>申請地は、田代麓字立神5, 149番20、地目は田、地積は3, 297㎡となっています。</p> <p>貸付期間は、平成28年7月1日から平成38年12月14日までで、小作料金10a当たり5, 000円となっています。</p> <p>一方、借り人は、F・Yさん、K自治会在住の方です。</p> <p>Fさんの経営状況は、世帯員2名、農業従事者2名、自作地3, 028㎡で、肉用牛を主体とした経営をされています。</p> <p>農業従事日数は270日で、農業機械の所有状況は、トラクター、耕運機、管理機、刈払い機、軽トラック各1台となっています。</p> <p>この件の担当調査員は2番 基委員です。</p> <p>次の受付番号25号から27号までの貸し人はK・Yさん、M自治会在住の方です。</p> <p>申請地は25号が神川字田ノ平6, 882番1、地目は田、地積は2, 516㎡、26号が神川字平山6, 965番2、地目は田、地積は380㎡、27号が神川字平山6, 976番7、地目は田、地積は1, 383㎡で、3筆の合計は4, 279㎡となっています。</p> <p>貸付期間は、平成28年6月24日から平成38年12月14日までで、使用貸借のため小作料金は発生しません。</p> <p>一方、借り人は、I・Kさん、K市在住の方です。</p> <p>I・Kさんの経営状況は、世帯員2名、農業従事者2名、雇用が2人で60日、小作地3, 705㎡で、肉用牛を主体とした経営をされています。</p> <p>農業従事日数は340日で、農業機械の所有状況は、2tトラック、軽トラック、デスクモア、ロールマシン、ラッピングマシン各1台となっています。</p> <p>この件の担当調査員は3番 厚ヶ瀬委員です。</p> <p>次の受付番号28号の貸し人はM・Aさん、K市在住の方です。</p> <p>申請地は、馬場字山之口ノ上2, 202番、地目は田、地積は2, 514㎡となっています。</p>

	<p>貸付期間は、平成28年6月24日から平成30年12月14日までで、小作料は米25kg20俵となっています。</p> <p>一方、借り人は、H・Hさん、Y自治会在住の方です。</p> <p>Hさんの経営状況は、世帯員2名、農業従事者2名、自作地2,930㎡となっています。</p> <p>農業従事日数は250日で、農業機械の所有状況は、トラクター、管理機、軽トラック各1台となっています。</p> <p>この件の担当調査員は5番 平原委員です。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>ただいま、事務局から説明がありましたが、順次、担当調査員の調査報告をお願いします。</p> <p>先ず、受付番号24号について、2番 基委員お願いいたします。</p>
2番 基委員	<p>はい。報告いたします。</p> <p>これは本来ならば元丸委員の方ですべきでところしょうけれども、直接私の所を持ってこられたものですから、私が受付をいたしました。</p> <p>このF・Yさん独り者でございますけれども、真面目な方で、畑も綺麗な模範的な仕事をされる方です。認定農業者には入っていませんけれども、間違いのないものと考えます。以上です。</p>
議長	<p>ありがとうございました。</p> <p>次に、受付番号25号から27号までについて、3番 厚ヶ瀬委員お願いします。</p>
3番 厚ヶ瀬委員	<p>はい。報告いたします。</p> <p>借り人のI・Kさんと、貸し人のK・Yさんは親戚でございます。</p> <p>Kさんが高齢化されて農業が出来ないということで、Iさんに作ってもらおうというようなことでございます。Iさんは必要な農業機械等も全て所有され、畑の管理も綺麗にされておりますので問題ないかと思えます。よろしく願いいたします。</p>
議長	<p>ありがとうございました。</p> <p>次に、受付番号28号について、5番 平原委員お願いします。</p>

<p>5 番 平原委員</p>	<p>はい。28号を報告いたします。 今まで作っておられた方が高齢で、Hさんの方に作ってくれないかということ であっせんしたものです。Hさんに関しましては、どこを見ても綺麗に管理され ておりますので、何ら問題は無いかと思います。 以上です。</p>
<p>議 長</p>	<p>ありがとうございました。 ただいま、各調査員から調査報告がありましたが、質疑はありませんか。</p>
<p>委 員</p>	<p>(委員の中から「なし」の声)</p>
<p>議 長</p>	<p>質疑なしと認めます。 これから、議案第12号のうち、受付番号24号から28号までを採決します。 お諮りします。 議案第12号のうち、受付番号24号から28号までは原案のとおり決定する ことにご異議ありませんか。</p>
<p>委 員</p>	<p>(委員の中から「異議なし」の声)</p>
<p>議 長</p>	<p>異議なしと認めます。 したがいまして、議案第12号のうち、受付番号24号から28号までは、原 案のとおり決定しました。</p>
<p>議 長</p>	<p>次に議案第12号のうち、受付番号29号から35号までを議題とします。 事務局の説明をお願いいたします。</p>
<p>事務局</p>	<p>それでは、議案第12号のうち、受付番号29号から35号までを説明いたし ます。 先ず、受付番号29号の貸し人はK・Tさん、S自治会在住の方です。 申請地は、田代川原字山猿守5、231番1、地目は畑、地積は3,804㎡ の内、1,500㎡となっています。 貸付期間は、平成28年6月24日から平成32年12月14日までで、小作 料金は7,500円となっています。 一方、借り人は、K・Tさん、N自治会在住の方です。 Kさんの経営状況は、世帯員4名、農業従事者1名、自作地、小作地はありま せんが、現在はシキミ、ヒサカキの収出荷を主体とした経営をされています。農 業従事日数は200日で、農業機械の所有状況は、スプレーヤ1台となっていま</p>

す。

次の受付番号30号の貸し人はH・Aさん、T自治会在住の方です。

申請地は、田代川原字平原1, 898番1、地目は畑、地積は2, 598㎡となっています。

貸付期間は平成28年6月24日から平成32年12月14日までで、小作料金は12, 500円となっています。

一方、借り人は、29号と同じ。K・Tさんです。

受付番号29号、30号の担当調査員は7番 毛下委員です。

次の受付番号31号から33号までの貸し人はN・Nさん、O自治会在住の方です。

申請地は31号が馬場字高尾6, 231番1、地目は畑、地積は2, 424㎡、32号が馬場字木道ケ迫6, 322番1、地目は畑、地積は2, 116㎡の内、1, 000㎡、33号が馬場字木道ケ迫6, 327番2、地目は畑、地積は2, 835㎡で、3筆の合計は6, 259㎡、となっています。

貸付期間は、平成28年6月24日から平成32年12月14日までで、小作料は、31号が24, 000円、32号が10, 000円、33号が28, 000円となっています。

一方、借り人は、Y・Yさん、Y自治会在住の方です。

Yさんの経営状況は、世帯員3名、農業従事者3名、自作地28, 131㎡、小作地52, 890㎡となっています。

農業従事日数は300日で、農業機械の所有状況は、トラクター4台、軽トラック3台、ダンプ、甘藷掘り取り機、ツル払い機各1台となっています。

この件の担当調査員は9番 安水委員です。

次の受付番号34号、35号の貸し人は県地域振興公社です。

申請地は34号が神川字諏訪ノ前373番、地目は田、地積は1, 286㎡、35号が神川字諏訪ノ前374番1、地目は田、地積は481㎡で、2筆の合計は1, 767㎡となっています。

貸付期間は、平成28年6月23日から平成29年6月12日までで、使用貸借のため小作料は発生しません。

一方、借り人は、F・Mさん、K自治会在住の方です。

Fさんの経営状況は、世帯員2名、農業従事者2名、自作地14, 992.9㎡、小作地26, 831㎡で、肉用牛、露地野菜を主体とした経営をされています。

農業従事日数は350日で、農業機械の所有状況は、トラクター・管理機各3台、トラック2台、コンバイン・タイヤショベル・ハーベスター各1台となって

	<p>います。</p> <p>この件の担当調査員は10番 牧原委員です。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>ただいま、事務局から説明がありましたが、順次、担当調査員の調査報告をお願いします。</p> <p>先ず、受付番号29号、30号について、7番 毛下委員お願いいたします。</p>
7番 毛下委員	<p>はい。報告します。</p> <p>借り主のK・Tさんは、田代麓の中心で家族、従業員を抱えてスーパーを営んでおられます。又、別に仕事としてO枝物生産組合をしておられて、会員は大体50人ぐらいで、シキミ、榊を取りまとめて福岡、広島へ送っておられて、その仕事も10年になるそうです。で、思うように量が進まなかったりするので、今回、自分でやってみようかと思われて、色々と声をかけていらっしやるみたいです。この場所は、Kさんというのは川原の柴立奥の山猿守というところの道路の小道を行った所の左側の所で、積み出しが出来るという所で借りたいということ。それから川原平原は道路沿いなんですけれども、鶴園から辺志切に抜ける道路右側で、前は草を植えてあったんですが、もう何年も作っていない畑でしたが、そこを借りたいということで、その近くに山崎ブロイラーといところがあるので、そこにも断わって、その枝に農薬を散布するというところもあるので、大丈夫でしょうかという相談をしたら、「どうぞかまいません」ということだったそうです。反当5千円です。以上です。</p>
議長	<p>ありがとうございました。</p> <p>次に、受付番号31号から33号までについて、9番 安水委員お願いします。</p>
9番 安水委員	<p>はい。受付番号31から33までの貸し人のN・Nさんの義理のお父さんがこの3筆を耕作されておりました。もう高齢で耕作できないということで、誰か借りる人はいないかということで、Y・Yさんが借り受けをしたいということでした。Y・Yさんは、現在、加工用甘藷と里芋を耕作されております。</p> <p>両方で10数町歩ぐらい栽培されていると思います。畑の方も綺麗に整備され、何ら問題の無い方だと思しますので、どうかよろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>ありがとうございました。</p> <p>次に、受付番号34号、35号について、10番 牧原委員お願いします。</p>

<p>10番 牧原委員</p>	<p>はい。ご報告いたします。</p> <p>この件は、前回のあっせんの分の公社からの借り入れという形のもので、私の担当でございます。Fさんは以前から何回も出て来ているんですが、牛を約40頭、そして露地野菜ということで、インゲン、お米などを作って一生懸命なされている方で、機械関係も殆んど揃っておりますし、農地関係も充分整備されております。錦江町の定める要件に何ら問題は無いと思いますので、よろしく願いいたします。</p>
<p>議長</p>	<p>ありがとうございました。</p> <p>ただいま、各調査員から調査報告がありましたが、質疑はありませんか。</p>
<p>委員</p>	<p>(委員の中から「なし」の声)</p>
<p>議長</p>	<p>質疑なしと認めます。</p> <p>これから、議案第12号のうち、受付番号29号から35号までを採決します。お諮りします。</p> <p>議案第12号のうち、受付番号29号から35号までは原案のとおり決定することにご異議ありませんか。</p>
<p>委員</p>	<p>(委員の中から「異議なし」の声)</p>
<p>議長</p>	<p>異議なしと認めます。</p> <p>したがって、議案第12号のうち、受付番号29号から35号までは、原案のとおり決定しました。</p>
<p>議長</p>	<p>次に議案第12号のうち、受付番号36号から43号までを議題とします。事務局の説明をお願いいたします。</p>
<p>事務局</p>	<p>それでは、議案第12号のうち、受付番号36号から43号までを説明いたします。</p> <p>まず、受付番号36号の貸し人はU・Rさん、O市在住の方です。</p> <p>申請地は、神川字岩淵1, 008番2、地目は畑、地積は1, 394㎡となっています。</p> <p>貸付期間は、平成28年6月24日から平成32年12月14日までで、小作料金は5, 000円となっています。</p> <p>一方、借り人は、N・Uさん、K自治会在住の方です。</p> <p>Nさんの経営状況は、世帯員3名、農業従事者3名、雇用が5人で40日、自</p>

作地15, 096㎡、小作地19, 833㎡となっています。

農業従事日数は300日で、農業機械の所有状況は、トラクター、コンバイン、田植機、耕運機各1台となっています。

次の受付番号37号の貸し人はT・Mさん、K市在住の方です。

申請地は、神川字諏訪ノ前383番2、地目は田、地積は464㎡となっています。

貸付期間は、平成28年6月24日から平成32年12月14日までで、小作料金は10,000円となっています。

一方、借り人は、36号と同じ。N・Uさんです。

受付番号36号、37号の担当調査員は16番 山中委員です。

次の受付番号38号の貸し人はM・Tさん、M町在住の方です。

申請地は、馬場字宮下1, 816番、地目は田、地積は333㎡となっています。

貸付期間は、平成28年6月24日から平成31年12月14日までで、小作料は10,000円となっています。

一方、借り人は、M・Kさん、A自治会在住の方です。

Mさんの経営状況は、世帯員1名、農業従事者1名、雇用が3人で300日、自作地28,630㎡、小作地5,985㎡となっています。

農業従事日数は300日で、農業機械の所有状況は、トラクター2台、管理機3台、動噴2台、軽トラック・トラック各1台となっています。

次の受付番号39号の貸し人はT・Kさん、Y県在住の方です。

申請地は、馬場字宮下1, 815番、地目は田、地積は793㎡となっています。

貸付期間は、平成28年6月24日から平成31年12月14日までで、小作料は23,000円となっています。

一方、借り人は、38号と同じM・Kさんです。

受付番号38号、39号の担当調査員は17番 鳥越委員です。

次の受付番号40号から43号までの貸し人はN・Tさん、H自治会在住の方です。

申請地は40号が田代麓字後上原2, 108番、地目は畑、地積は2,370㎡、41号が田代麓字後上原2, 109番、地目は畑、地積は1,024㎡、42号が田代麓字後上原2, 121番、地目は畑、地積は2,102㎡、43号が田代麓字後上原2, 123番、地目は畑、地積は509㎡で、4筆の合計600

	<p>5㎡のうち、4,000㎡となっています。</p> <p>貸付期間は、平成28年6月24日から平成32年12月14日までで、小作料は59,500円となっています。</p> <p>一方、借り人は、29号と同じK・Tさんです。</p> <p>受付番号40号から43号の担当調査員は18番 樋渡委員です。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>ただいま、事務局から説明がありましたが、順次、担当調査員の調査報告をお願いします。</p> <p>先ず、受付番号36号、37号について、16番 山中委員お願いいたします。</p>
16番 山中委員	<p>はい。36、37番は最初鳥浜のM・Kさんが借りていらっしゃいましたけれども、ちょっと病気になりまして作れないということで、N・Yさんが作るようになりました。Nさんは園芸を中心に親子3人で幅広く経営されて、問題は無いかと思えます。よろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>ありがとうございました。</p> <p>次に、受付番号38号、39号について、17番 鳥越委員お願いします。</p>
17番 鳥越委員	<p>はい。38番、39番ですけれども、これは1枚畑になっているような状態で、もう何年もM・Kさんの方が栽培されていて、今回、農業委員会にあっせんということで出しました。Mさんにおかれましては、ネギを主体として園芸をされて、何ら問題は無いかと思えます。よろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>ありがとうございました。</p> <p>次に、受付番号40号から43号までについて、18番 樋渡委員お願いします。</p>
18番 樋渡委員	<p>はい。説明いたします。</p> <p>K・Tさんは、29、30の毛下さんの案件で説明されたとおりであります。それでここはちょっと面積の割には金額が高いんですが、一部はシキミの畑になっております。半分くらいは未だ荒地だったものですから、今月の16日に事務局がこの金額で大丈夫かということで確認をしてもらったんですが、NさんとKさんと確認を取ったところ、そのように話が決まっております、この金額で良いということで了解を得て今回挙がったものです。そして天気が悪かった割にはちょっと管理の悪かったところも非常に良くなっております。今後は全部、6</p>

	<p>反全部を借りたいというKさんの話でした。何ら問題は無いかと思しますので、よろしく願いいたします。</p>
議長	<p>ありがとうございました。 ただいま、各調査員から調査報告がありましたが、質疑はありませんか。</p>
13番 徳永委員	<p>36番の土地の小作料金が5千円ですが、隣の神川、皆倉地区の畑の相場から行くと3分の1ぐらいの値段ですよ。私の所や皆倉地区で飼料畑の時に反の7千円ぐらい、野菜の場合は1万円ぐらい相場としてなっているんですが、36番は約1反4畝で5千円というのはどういうふうに決まったんでしょうか。</p>
16番 山中委員	<p>前のMさんの時から、これをA・Kさんが借りて、その後Mさんが借りて、今度Nさんなんですけど、最初からそんなような金額でA・Kさんと最初なっていましたので、引き続いてしてもらったような感じです。</p>
事務局	<p>今、前からと言われたんですけども、当初は1万円だったんですけども、これは13,000㎡ほどになっていますけれども、これは2枚に分かれた畑です。畑の形状が細長い形状をしていまして、周囲に木が植えてあって影を差すということで、あまり日当たりが良くないということで、Nさんの方が地権者の方に相談をされて、ちょっと金額を下げたと言われて、5千円ととなったところです。</p>
13番 徳永委員	<p>この1反4畝のものが2枚になっているの。</p>
事務局	<p>はい。下の方が9畝ぐらいで、上が5畝ぐらいで、段差のある畑で、弓なりになっている先細りをしている畑なんです。</p>
13番 徳永委員	<p>同じ校区なもんだから、値段の話はぱーと直ぐ飛ぶんですよ。あの人はこれぐらいで借りたよと。もう少しちょっと納得できるような。この人はおそらく野菜を植えると思うんですよ。私たちの所は飼料畑で7千円ぐらいで野菜の時はもう少し高くとかというふうに動いているんですが、どうですか。</p>
10番 牧原委員	<p>あそこは荒れていた所でしょう。場所は悪いし、もう実際ここは本来ならば売りたいと、売って下さいというところだったんですけども、未だ名義も変わらないし、ようするに荒らさなければ良いという当初の考えだったんですよ。最初は。だからもう無理して1万円だと逆に借り手がいないというような場所なんですから、もう5千円でも充分良いんじゃないかと思えます。</p>

事務局	条件の良いところは下げたくはないというのはありますけれども、場所が悪いということで。
13番 徳永委員	分かりました。
議長	他に質疑はありませんか。
委員	(委員の中から「なし」の声)
議長	質疑なしと認めます。 これから、議案第12号のうち、受付番号36号から43号までを採決します。 お諮りします。 議案第12号のうち、受付番号36号から43号までは原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
委員	(委員の中から「異議なし」の声)
議長	異議なしと認めます。 したがいまして、議案第12号のうち、受付番号36号から43号までは、原案のとおり決定しました。
議長	次に、「議案第13号 平成27年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価について」を議題とします。 事務局の説明をお願いします。
事務局	お手元の方に平成27年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価についてということで配付してございますが、これにつきましては農業委員会活動の見える化ということで、活動の点検と評価を毎年行うものです。 「以下、資料により説明」
議長	ただいま事務局から説明がありましたが、質疑はありませんか。
委員	(委員の中から「なし」の声)

議 長	<p>質疑なしと認めます。</p> <p>これから、議案第 1 3 号を採決します。</p> <p>お諮りします。</p> <p>議案第 1 3 号は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。</p>
委 員	(委員の中から「異議なし」の声)
議 長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>したがいまして、議案第 1 3 号 平成 2 7 年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価については原案のとおり決定しました。</p>
議 長	<p>次に、「議案第 1 4 号 平成 2 8 年度の目標及びその達成に向けた活動 (案) について」を議題とします。</p> <p>事務局の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>それでは、平成 2 8 年度の目標及びその達成に向けた活動 (案) についてということで、お手元に配布してございますので、それをご覧ください。</p> <p>「以下、資料により説明」</p>
議 長	ただいま事務局から説明がありましたが、質疑はありませんか。
委 員	(委員の中から「なし」の声)
議 長	<p>質疑なしと認めます。</p> <p>これから、議案第 1 4 号を採決します。</p> <p>お諮りします。</p> <p>議案第 1 4 号は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。</p>
委 員	(委員の中から「異議なし」の声)
議 長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>したがいまして、議案第 1 4 号 平成 2 8 年度の目標及びその達成に向けた活動 (案) については原案のとおり決定しました。</p>
議 長	<p>以上で、平成 2 8 年 6 月 錦江町農業委員会定例総会の附議事項の協議を終了いたします。</p>

錦江町農業委員会会議規則第23条第2号の規定により署名する。

会 長

1 1 番

1 2 番

議事録調整者 窪 和人